

入札契約制度の改善について

<中間報告>

平成19年3月

富山県入札契約適正化検討委員会

はじめに

県では、これまでも、制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、予定価格の事前公表、電子入札の導入など、入札契約制度の改善を進めてきているが、昨年、他県で談合事件が相次いだことから、全国知事会では昨年12月、緊急提言として入札制度改革を柱とした「都道府県の公共調達改革に関する指針」が取りまとめられた。

また、近年、公共投資が減少基調で推移する中、全国的に原価を割り込むような著しい低入札価格での受注が発生しており、工事の手抜きや下請企業へのしわ寄せ等を防止し、工事の品質を確保するための対策が求められている。

このようなことから、県においては、外部有識者で構成される「富山県入札契約適正化検討委員会」を設置することとされた。

本検討委員会では、これまで2回の会議を開催し、県の入札契約制度のあり方を議論してきたところである。論点も多岐にわたっているため、より議論を深める必要があるが、その一方で、早期に対応するのが適当な事項もある。

こうしたことから、本検討委員会では、なるべく早期に取り組むことが適当な事項について、今回、中間報告を行うこととする。

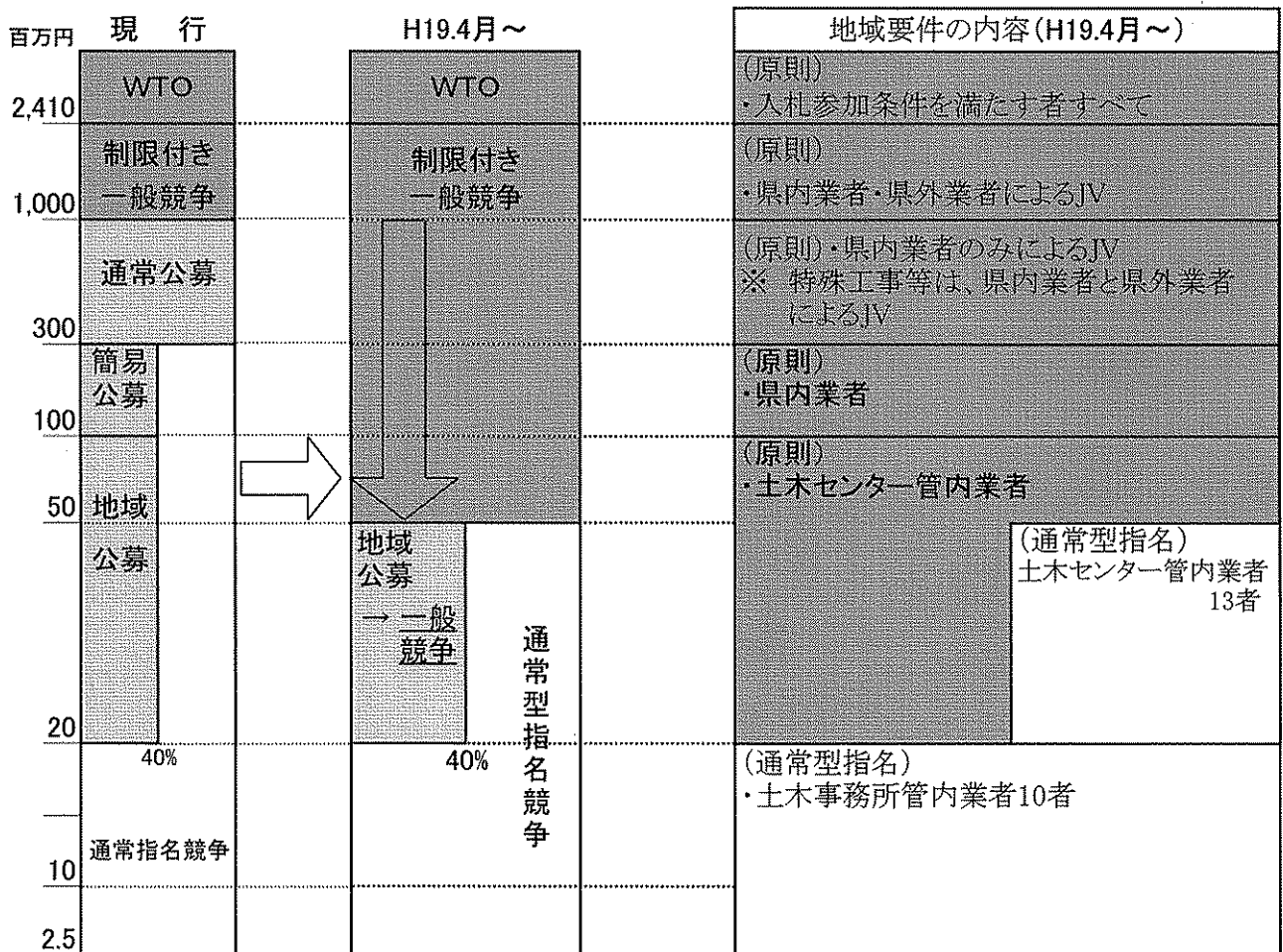
1 一般競争入札の対象範囲の拡大について

(1) 地域公募型指名競争入札の取扱い

公共工事の入札契約の透明性、競争性を高めるため、全国知事会では、「当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としているところであり、一般競争入札の対象を拡大することは社会的な要請でもある。一方、5千万円未満の工事は件数が多くなるため、審査事務が増加することや契約までに日数を要するなどの課題もある。

県では、平成19年4月から一般競争入札の対象を5千万円以上の工事まで拡大することとしているが、2千万円以上5千万円未満の工事については、現在、4割を対象に地域公募型指名競争入札を実施している。

この地域公募型指名競争入札は、事務手続きが一般競争入札と変わらないので、平成19年4月から、一般競争入札として実施することが適当である。



(2) 公募条件の緩和

建設企業の施工能力の判断項目として「工事の施工実績」を公募の条件としているが、

- 公共事業の減少に伴い工事件数が減少していること。
 - できるだけ多くの企業に入札参加できる機会を広げ、競争性を高めること。
- などから、実績評価の対象期間を延長するなどの緩和措置を講ずることが適当である。

	(現 行)		(提 案)
○対象期間	3年以内	→	5年以内に拡大 (入札参加資格者登録の期間を単位に延長)
○対象工事	県発注工事	→	国発注工事(県内)を追加する

(参 考)

土木部・農林水産部発注工事の件数

H16年度	H17年度	H18年度 (H19年1月末)
2,488件	2,116件	1,584件

2 総合評価方式の拡充について

(1) 総合評価方式の実施状況

県では、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を締結するため、総合評価方式の試行工事を今年度土木工事(一般土木)に限定して17件実施しているが、事務量の増加や入札までに日数を要するなどの課題も明らかとなっている。

一方、国土交通省では原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、また、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。

(2) 平成19年4月からの総合評価方式の実施について

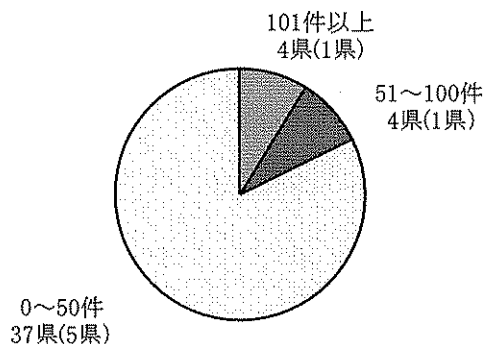
総合評価方式については、今後とも拡充を図っていく必要がある。

このため、平成19年度においては、対象工種を限定せず、事務量の増加等も勘案しつつ、2千万円以上の工事のうち、100件程度で試行することが適当である。

<参考-1>

他県の実施状況及び実施予定

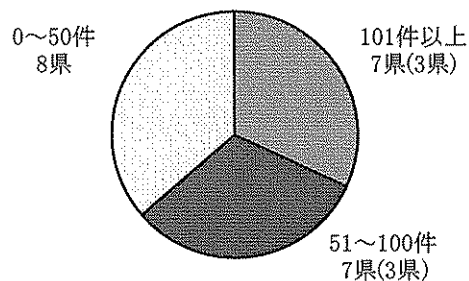
ア H18年度実施状況



※ 2月26日現在(45県の回答)

※ ()内は、特別簡易型(簡易な施工計画を要しない型式)を採用している県

イ H19年度実施予定



※ 2月26日現在(22県の回答)

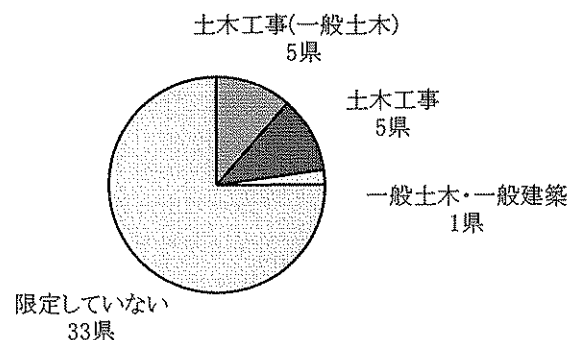
<参考-2>

対象工種の設定状況

ア 本県の工種別発注件数

工事	発注工種	件数	割合
土木工事	一般土木	527	69.4%
	AS舗装等	54	7.1%
	鋼橋上部工等	23	3.0%
	法面処理等	58	7.6%
	その他	24	3.2%
建築工事	一般建築	27	3.6%
	その他	34	4.5%
その他(特殊工事)	その他	12	1.6%
計		759	

イ 他県の対象工種の設定状況(H18年度)



※設計額2千万円以上の工事(H17年度実績・災害復旧工事を除く)

<参 考>

入札・契約制度の見直しの状況

【入札契約事務に係る主な改善項目】

年度	改 善 の 内 容	透明	競争	公正
H5	・ 制限付き一般競争入札の導入(10億円以上) (H10～本格導入)	○	○	○
H6	・ 談合情報対応要領の策定 (H14～公表)	○		○
H7	・ 公募型指名競争入札の導入(3億円以上) (H10～本格導入) ・ 指名業者選定要綱の策定・公表	○ ○	○	○ ○
H8	・ 工事完成保証人制度の廃止、新しい履行保証制度の導入			○
H10	・ 最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行(H11～本格導入) ・ 指名業者の公表時期の変更(指名通知後→入札実施後)(H13～本格施行) ・ 設計図書の有償配付の実施(縦覧→郵送)(H13～本格実施)		○ ○ ○	○ ○ ○
H11	・ 建設工事に係る予定価格の事後公表	○		
H13	・ 情報公開の推進 (発注見通し、指名理由等入札・契約過程に係る情報、契約内容等) ・ 入札契約内容等の公表に係るインターネットの活用	○ ○		
H14	・ 調査基準価格の事後公表、低入札価格調査制度実施要領の公表 ・ 契約約款への談合による損害賠償予約条項の整備(契約額の10%) ・ 入札監視委員会の設置	○ ○		○ ○
H15	・ 建設工事に係る予定価格の事前公表の試行(順次拡大) ・ 建設工事に係る入札参加資格総合数値等の公表	○ ○		○
H16	・ 電子入札の導入 (H18.10月～全面実施)			○
H17	・ 簡易公募型・地域公募型指名競争入札の導入(試行) ・ 指名業者数の拡大(3者拡大) ・ 工事費の内訳書の事後公表の試行	○ ○	○ ○	○
H18	・ 総合評価方式の試行 ・ 工事成績の公表	○		